

クーリングオフについて

業務委託契約された方は、次のとおり解除ができます。

契約の解除ができる旨の書面を受領した日から20日間は、書面での申し出により自由に契約の解除ができます。クーリングオフの有効は所定の用紙(書面・葉書)を発信した契約時(郵便消印日)から発生します。尚、次の場合は引き続きクーリングオフができます。

- ・ 契約を勧誘する者からクーリングオフについて事実と異なることを告げられたことにより、それが事実だと誤認した場合
- ・ クーリングオフを妨げるために契約を勧誘する者から威圧され困惑した場合

上記の場合に関しては、弊社から再度クーリングオフのための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは書面によりクーリングオフする事ができるものとします。

クーリングオフの場合、会員としての身分及び資格は抹消されます。

クーリングオフの場合、契約の当事者双方は現状回復する義務があります。

クーリングオフの取消しに関しては一切お受けできません。

650-0015

兵庫県神戸市中央区多聞通3-3-16
甲南第一ビル 312

株式会社Kenkanko
解約係 宛

クーリングオフ

契約日:

商品名:

住所:

契約者名:

電話番号:

紹介者名:

上記内容の契約を撤回し、解除します。